

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		地域中核施設の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市コミュニティ施設条例
条 項		第 10 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 文化振興課 (電話：048-829-1227)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。 (1) コミュニティ施設の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定
備 考		